

# Q&A

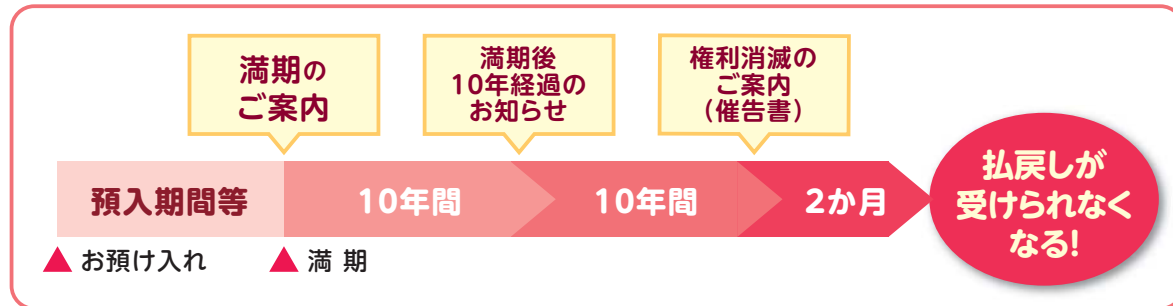
**Q1. 払戻しを受けられなくなった郵便貯金はどのくらいありますか。**

**A.** 表のとおりとなります。満期が過ぎた郵便貯金は、お早めに郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にて、払戻しのお手続きをしていただきますようお願いいたします。

| 年度 | 2014年度<br>(平成26年度) | 2015年度<br>(平成27年度) | 2016年度<br>(平成28年度) | 2017年度<br>(平成29年度) |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 金額 | 163億円              | 150億円              | 68億円               | 37億円               |

**Q2. 郵便貯金の払戻しを受けられなくなるのは何故ですか。**

**A.** 郵政民営化前(2007年(平成19年)9月30日まで)にお預け入れいただいた、定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、旧郵便貯金法の規定が引き続き適用されています。旧郵便貯金法では、満期後20年間払戻し等のお取扱いがない場合、「権利消滅のご案内(催告書)」を送付し、送付の日から2か月以内に払戻しの請求がない場合、これらの郵便貯金は、払戻しを受けられなくなるとされているからです(催告書が届かない場合も含みます)。  
(※これらの郵便貯金は、休眠預金等活用法の対象外となります。)



**Q3. 払戻しを受けられなくなる郵便貯金があることは連絡してもらえるのですか。**

**A.** 該当の郵便貯金をお持ちのお客さまには、上の図のとおり、満期時、満期後10年が経過する時及び満期後20年が経過する時に、お届け出いただいたご住所にご案内を送付しております。ご住所やお名前に変更があった場合には、郵便物の転居届とは別の変更手続きが必要であり、大切なお案内が届かないことがあります。つきましては、満期が過ぎた郵便貯金は、お早めに郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にて、払戻しのお手続きをしていただきますようお願いいたします。

**Q4. 郵政民営化前までに預け入れた通常郵便貯金、通常貯蓄貯金は、払戻しを受けられなくなりますか。**

**A.** 郵政民営化前(2007年(平成19年)9月30日まで)にお預け入れいただいた通常郵便貯金、通常貯蓄貯金は、郵政民営化前までに払戻しを受けられなくなった郵便貯金を除き、払戻しを受けられなくなることはありません。

**Q5. 郵政民営化後に預け入れた貯金も払戻しを受けられなくなりますか。**

**A.** 郵政民営化後(2007年(平成19年)10月1日以降)にゆうちょ銀行又は郵便局にお預け入れいただいた貯金は、払戻しを受けられなくなることはありません。

# 郵便貯金の払戻しには 期限があります!

ご家族にもご確認ください!

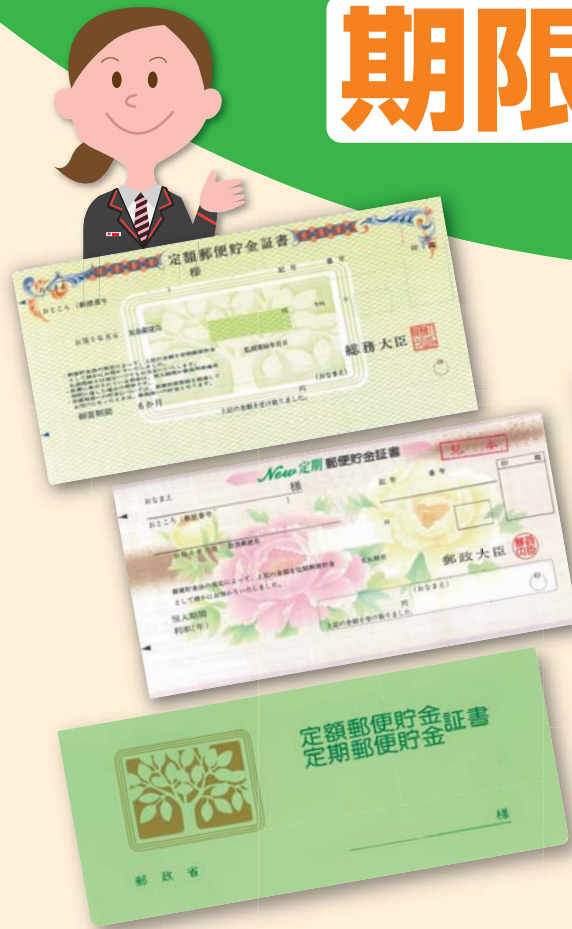
払戻しのお手続きはお早めに!  
払戻しを受けられなくなります。  
20年2か月経つと  
満期から



関根 麻里

# 郵便貯金の払戻しには

## 期限があります。



郵政民営化前(2007年(平成19年)9月30日まで)に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、**満期後20年2か月経つと、払戻しが受けられなくなります。**

**「お預り年月日」が郵政民営化前までの郵便貯金は、すべて満期を過ぎていますので、払戻しのお手続はお早めをお願いします。**

※2007年(平成19年)10月1日以降お預け入れいただいた貯金は、この対象ではありません。

満期後にお手続(※)をされ、その事実が確認された場合は、払戻しが受けられることもありますので、満期後20年2か月の期間の経過にかかわらず郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗までお申し出ください。

(※) 郵便貯金証書または通帳の再交付に係る請求、印章変更の届出、氏名変更または住所移転の届出

ご不明な点は、**郵便局の貯金窓口** または **ゆうちょ銀行の店舗** までお問い合わせください。

【商品・サービスに関するお問い合わせ】  
 ゆうちょコールセンター **0120-108420** (通話料無料)  
 平日/8:30~21:00、土・日・休日/12月31日~1月3日/9:00~17:00  
 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。  
 ※お電話では郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。

詳しくは ▶ **郵便貯金 機構** **検索**

# 郵便貯金の払戻しの手続のご案内



## 1 満期を過ぎた郵便貯金証書または通帳をお持ちの場合

郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にて **お早めにお手続をお願いいたします。** お手続にあたっては、次のものをご持参ください。

お手続に必要なもの

- 払戻しのお手続をされる郵便貯金証書または通帳
- お届け印
- 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類 (ご住所・お名前・生年月日の入ったマイナンバーカードや運転免許証など)

**!** ご自宅やお勤め先でお手続する場合、必ず「**預り証**」をお受け取りください

窓口でお預りする場合も「預り証」をお渡しています

ご注意ください

- 郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。
- 後日、現金・郵便貯金証書または通帳をお受け取りになるまで、大切に持ちください。

郵便局で発行する預り証

ゆうちょ銀行で発行する預り証

## 2 郵便貯金証書または通帳の所在がご不明の場合

郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にご相談ください。

郵便貯金をお持ちであることが確認できれば、紛失等により、郵便貯金証書または通帳の所在がご不明な場合でも、払戻しの手続ができます。また、郵便貯金をお持ちかどうか確認できない場合は、調査を行うこともできますのでご相談ください。以上のお手続には時間を要しますので、あらかじめご了承ください。なお、お手続にあたっては、次のものをご持参ください。

お手続に必要なもの

- ご印章(お届け印以外でも可)
- 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類 (ご住所・お名前・生年月日の入ったマイナンバーカードや運転免許証など)

(上記1、2の手続のご注意)

※相続人さまがお手続される場合は、名義人さまがお亡くなりになったこと、および、請求人さまが相続人さまであることが確認できる戸籍謄本等の原本が必要です。  
 ※郵便貯金の払戻しのご請求を代理人の方が行う場合は、名義人さまの証明書類、代理人の方の証明書類および名義人さまからの委任状が必要です。また、郵便貯金をお持ちかどうかのご確認を代理人の方がお手続される場合についても、上記証明書類等(名義人さまの証明書類を除く)が必要です。  
 ※各種保険証等、顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要となる場合があります。